

介護保険のお知らせ

■問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8009

65歳以上の方の介護保険料について

65歳以上の方の介護保険料は、本人および世帯員の前年の所得状況に応じて決定します。平成28年度の1年間(4月から翌年の3月分まで)の介護保険料を7月中旬頃に送付する「介護保険料決定通知書」によりお知らせします。

《保険料の決め方》

介護保険制度では、地域の実情等に応じた介護サービスが提供されるよう、3年ごとに市区町村が「介護保険事業計画」を策定し、その計画にもとづき介護保険料を決めています。平成27年度から平成29年度までの3年間は、第6期介護保険事業計画に位置付けられています。

《保険料の納付方法》

普通徴収：保険料を納付書または口座振替で納付

- 保険料を7月、9月、11月、12月、1月、3月に納付書または口座振替で納めます。

特別徴収：保険料を年金から天引き

(原則 年金が年額18万円以上の方)

- 年金の支払い月(偶数月)に年金から天引きされます。

《口座振替の手続き方法》

保健福祉課、会計室、各総合事務所または金融機関に指定の用紙がありますので、氏名・口座番号など必要事項を記入し、通帳の届出印を押印し、通帳と印鑑(通帳届出印)を持参のうえ、お申し込みください。

- * 保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。介護が必要になったときに誰もが安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いいたします。

申請が必要
です!!

高額介護(介護予防)サービス費について

平成27年8月1日からの介護保険制度改正により一定以上所得者の利用者負担が2割に見直されたことを受け、高額介護(介護予防)サービス費の受給対象者の増加が見込まれています。介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が定められています。同じ月に利用した介護サービスの利用者負担が高額になり下記の上限額を超えた場合、申請により超えた額が「高額介護(介護予防)サービス費」として町から給付されます。

◆高額介護(介護予防)サービス費の利用者負担上限額の目安 (月額)

区分	負担上限額
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円 (世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円 (世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円 (世帯)
・ 老齢福祉年金を受給している方	15,000円 (個人)
・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円 (世帯)
生活保護を受給している方等	15,000円 (個人)

【現役並み所得者】

同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる方

※ただし、下記に該当する場合は、保健福祉課にあらかじめ申請することで負担上限額を37,200円に戻せます。(該当する可能性がある方には通知されます)

- 同一世帯内の65歳以上の方の収入が、単身世帯で383万円未満
- 同一世帯内の65歳以上の方の収入が、2人以上世帯で520万円未満

食事・部屋代の負担軽減を受けるには
毎年申請が
必要です!!

食費・部屋代の負担軽減の見直しについて

介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、本人による負担が原則ですが、所得の低い方については、食費・部

屋代の負担軽減を行っています。

平成28年8月から、食費・部屋代の負担軽減措置の利用者負担段階の判定に、非課税年金(遺族年金・障害年金)も含めるよう見直しを行います。